

第3章 施策の方向性と施策

第3章 施策の方向性と施策

基本目標1 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

施策の方向性と指標

1 人権尊重・男女平等教育の推進

多様な生き方を認め合い、相互に尊重し合う、人権尊重の意識及び男女平等意識の醸成を図ります。自ら声を上げにくい子どもの権利を擁護するとともに、幼少期から年代に応じた効果的な学校教育や、社会や家庭における性別に基づく固定的な役割分担意識の解消を図るための家庭教育を推進します。

2 多様性を認め合う視点での広報・啓発・支援の推進

家庭や地域、働く場等において、固定的な価値観にとらわれず、互いの多様性を認め合う関係づくり・意識づくりを行うための意識啓発や学習の機会を提供します。

従来の人権の概念だけでは捉えきれない課題が顕在化している中で、多様な生き方を尊重するための理解促進と相談体制の充実を図ります。

3 あらゆる暴力の防止に向けた取組の推進

外部から発見されにくい家庭の場で起きている配偶者等からの暴力を防止するとともに、児童・高齢者・障がい者等に対するあらゆる暴力の防止に向けた取組を推進し、相談体制を含め被害者支援の充実を図ります。

また、個人の生活に深刻な影響を及ぼしかねない様々な種類のハラメント対策についても取り組んでいきます。

	指標	現状値	目標値
1	人権意識	80.9% (令和元年度)	100.0% (令和7年度)
	区政世論調査における人権に関する調査項目。「十分守られている・十分ではないが守られている」と回答する割合		
2	男女の地位の平等意識(社会全体)	18.0% (令和元年度)	30.0% (令和7年度)
	男女の地位の平等意識(学校教育)	55.3% (令和元年度)	60.0% (令和7年度)
	区政世論調査における男女の地位の平等に関する調査項目。「平等になっている」と回答する割合		

1 人権尊重・男女平等教育の推進

(1)人権尊重意識の醸成

男女平等に関する正しい理解と認識を深めるため、学校や家庭、地域と協力した取組及び幅広い世代への啓発を推進します。

区の刊行物において、男女、年齢、国籍、性自認・性的指向等のあらゆる人々の人権に配慮した記述や表現が行われるよう、人権の視点に立って見直しを行います。

具体的な施策	所管課名
男女共同参画の視点に立ったメディアリテラシーの周知	広報課 関係各課
「あらかわの心」推進運動等を通じた人権尊重の意識づくり	児童青少年課
保護者向けのお知らせ等を通じた男女平等の意識づくり	保育課 教育センター
性別にとらわれない進路指導の充実	指導室

(2)子どもの権利擁護・意識啓発の推進

子どもが自らの意見を表明できる機会を保障し、子どもの権利擁護を推進していきます。

保護者や保育士、教職員等、子どもに関わる大人に対する人権意識の醸成を図っていきます。

児童虐待を未然に防ぐため、子どもと家庭に関する相談について、子ども家庭総合センターを中心に、健康推進課、保育園、こども園、幼稚園、学校、教育センター等、身近な窓口で気軽に相談できる環境の充実を図っていきます。

要保護児童・要支援児童・特定妊婦に対し、早期に適切な支援を図るため、子ども家庭総合センターを調整機関として、関係機関、地域団体、医療機関等で構成された協議会において、情報の共有・連携強化を推進します。

具体的な施策	所管課名
子どもの権利擁護の推進	子育て支援課 教育総務課
保護者向けのお知らせ等を通じた人権意識の醸成	保育課 健康推進課 教育センター
保育・教育に関わる職員に対する研修	保育課 教育センター
子どもに関する相談をしやすい環境整備	子ども家庭総合センター 子育て支援課 保育課 教育センター 健康推進課
児童虐待防止に向けた取組の強化	子ども家庭総合センター 子育て支援課 保育課 教育センター 健康推進課

子ども家庭総合センター

児童虐待は、子どもの心身の成長と人格の形成に深刻な影響を与える重大な権利侵害であり、虐待防止に向けて国を挙げて様々な施策がとられています。

荒川区では、子どもと家庭を取り巻く環境の変化や多様化、複雑化に伴って困難さを増している児童相談業務を、子どもと家庭に最も身近な基礎自治体として担うため、令和2年4月1日に開設した荒川区子ども家庭総合センターにおいて、同年7月から児童相談所業務を開始しました。

区が設置した児童相談所として、学校や保育所、幼稚園、保健所等の関係機関はもちろんのこと、地域との距離が近くなり、より一層緊密で、迅速な対応が可能となりました。

子ども家庭総合センターは、荒川区の子どもとその未来のため、子どもと家庭に寄り添い、児童の福祉を守る中心的役割を果たしていきます。



(3)男女平等教育の推進

性別にかかわらず、互いの違いを認め合い、尊重し合う意識を育てるための男女平等教育を推進します。

幼稚園児、小中学生の若年期から、福祉施設等での奉仕活動や特別支援学級の児童等との交流による多様な体験活動を通じて、豊かな心を育成します。

学校や家庭とは異なる環境の下で共同生活や地域活動を体験することにより、子どもたちの生きる力を養う取組を推進します。

将来、性別に関わりなく進路の選択ができるよう、国において、特に女性の参画の裾野を広げていくことが重要とされている科学技術への興味・関心を向上させるための取組を推進します。

また、子どもたちが、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、家事や食事の大切さを知るきっかけとなる事業を実施します。

具体的な施策	所管課名
子どもの人権教育の推進のための研修会の実施	教育センター
年代に応じた男女平等意識の解消に向けた啓発	教育総務課 学務課
教育課程、教科、道徳、特別活動等における学習内容の充実	指導室
科学教育の推進	学務課 ゆいの森課
お弁当レシピコンテストの開催	学務課
保育指針に基づく男女平等の推進	保育課

(4)教職員等の研修の充実

保育・教育に携わる保育士、教職員等が、男女共同参画の理念に基づいて人権尊重と男女平等の意識を高めるため、研修等の取組を推進します。

具体的な施策	所管課名
全保育士対象の研修と各保育園における職場研修	保育課
各校への情報提供及び人権教育研修会	教育センター

(5)男女平等の視点に立った家庭教育の推進

家庭において、一人ひとりの個性や能力を尊重した教育が行われるよう、男女共同参画の視点に立った家庭教育を推進します。

講座、研修等の場を通して、保護者同士のネットワークづくりを支援します。

具体的な施策	所管課名
家庭教育学級の実施（乳幼児コース、小中学生コース）	生涯学習課
荒川コミュニティカレッジの運営	生涯学習課
アクト21インフォメーションの発行	総務企画課

2 多様性を認め合う視点での広報・啓発・支援の推進**(1)あらゆる機会を活用した広報**

人権について理解を深めるため、様々な媒体・場所・機会を活用した広報・啓発を実施します。

年齢層によって人権に対する意識に違いがみられる状況を踏まえ、様々な年代に応じた適切な広報・啓発を行います。

広報・啓発に当たり、対象者の特性等に応じた広報媒体を活用し、ライフスタイルに合った日常の身近な場面で情報を取得できるようにしていきます。

具体的な施策	所管課名
アクト21インフォメーションの発行 【再掲】	総務企画課
人権啓発冊子・区報特集号等の発行	総務企画課
区報・ホームページ・ケーブルテレビ等の各種媒体を活用した広報・啓発の実施	広報課 総務企画課 関係各課
人権擁護委員による啓発活動	総務企画課
男女平等に関する意識・実態調査の実施	総務企画課
人権尊重の視点に立った広報等の点検・見直しの実施	関係各課

(2)男女共同参画の学習機会の提供

男女平等や人権について、的確な情報提供を行うとともに、学習の場と機会を提供し、男女平等の意識を高めていきます。

広く区民を対象とした生涯学習の場等において、多様な生き方への理解促進のための講座・講演会等を開催します。

具体的な施策	所管課名
男女平等・人権に関する情報・資料の提供	総務企画課
区民の意識づくりのための講座・講演会の開催	総務企画課 生涯学習課
男女平等・人権に関する図書の充実	総務企画課 ゆいの森課 地域図書館課
慣行や制度の見直しの視点に立った、講座・講演会の開催	関係各課

(3)多様な生き方への理解促進と相談体制の充実

一人ひとりが人権を尊重し、多様性を認め合う視点を持つことができるよう意識啓発を行います。

性自認・性的指向等に対する偏見や差別をなくし、理解を深めるため、あらゆる媒体・場所・機会を活用した広報・啓発を実施するとともに、理解を深めるための講座やイベント等を実施します。

区職員や教職員が性自認・性的指向等について理解を深め、様々な困難を抱える人々について適切に配慮・対応していくため、対応ガイドラインを作成するとともに、理解を深めるための研修を実施します。

社会的な困難を解消するため、区を始めとする行政機関、事業者等の地域社会全体が当事者の不安や迷いに寄り添えるよき理解者となるための意識の醸成を図るとともに、パートナーシップ制度を含め、当事者が抱えている困難を解消するために必要な支援策について調査研究していきます。

性自認・性的指向等について、当事者や家族、周りの方が悩み等を安心して相談できる体制を充実します。小中学校においても児童・生徒が多様な相談をできる体制を整えていきます。

具体的な施策	所管課名
講座、講演等による区民への普及啓発	総務企画課
職員研修の実施	職員課 総務企画課
多様な生き方への区内小中学校での児童・生徒の理解促進	教育センター
教職員研修の実施	教育センター
対応ガイドラインの作成と理解促進	総務企画課
性自認・性的指向等を理由とする社会的な困難の解消に向けた取組	総務企画課
性自認・性的指向等に関する専門相談の実施・充実	総務企画課
区職員からの相談体制の整備	職員課
児童・生徒からの相談体制の整備	教育センター

多様な生き方への理解

貧困、紛争、気候変動、感染症。人類は、これまでになかったような数多くの課題に直面しています。このような危機感から、世界中の様々な立場の人々が話し合い、課題を整理し、解決方法を考え、2030年までに達成すべき具体的な目標を立てました。それが2015年の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」です。

17の目標・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

「多様性」とは、年齢や性別を始めとして、学歴・職歴、国籍・人種・民族、性自認・性的指向といった側面が人によって様々であるということの意味する言葉です。一人ひとりがみな異なる個性ある人間同士として、互いに認め合い、共生することの大切さを象徴する言葉としても使われています。

また、近年、「SOGI(ソジ)」や「LGBT(エルジーピーティ)」といった言葉を目にする機会が多くなっています。「SOGI」は、恋愛や性愛の方向性を示す「性的指向」(Sexual Orientation)と自分自身の性別に対する自分の認識である「性自認」(Gender Identity)の頭文字を取った総称で、全ての人の「属性」を表しています。これには、一般的にいわれる「男性」「女性」も含まれます。

「LGBT」は、レズビアン(女性同性愛者)・ゲイ(男性同性愛者)・バイセクシュアル(両性愛者)・トランスジェンダー(身体の性に違和を持つ人)の頭文字をとった言葉です。このほか、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人(アセクシュアル)や自分の性を決められない、分からない(クエスチョニング)等、様々な人がいます。こうした方々も含め「LGBTQ」「LGBTQIA」等と言われることもあります。(Qは性的マイノリティの総称である「Queer(クエア)」も意味しています。)

「SOGI」に関する自身の認識をいつ誰に開示するかは、本人が選択すべきことであり、その選択を尊重することが大切です。本人の承諾なく第三者に暴露することを「アウティング」といいますが、これには口頭だけでなく、SNS等にも書き込むことも含まれます。また、情報の開示が善意の下で行われたとしても、本人の意図しないものである場合にはアウティングに該当します。アウティングは、本人の人権やプライバシーを著しく侵害する行為ですので、第三者に開示する場合には、必ず事前に本人の承諾を得ることが必要です。

3 あらゆる暴力の防止に向けた取組の推進

【(1)～(3)：荒川区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画】

(1)配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

配偶者等暴力は、周囲の認識不足等により発見が遅れることが多くあることを踏まえ、正しい知識と認識の普及啓発を図ります。

被害者の意思を尊重しながら、相談から生活再建まで、総合的・継続的な支援につなげていきます。

被害者の情報の管理を徹底し、加害者等からの問合せ等に対して適切な対応を図っていきます。

被害者本人並びに被害者の子ども及び親族等の安全を確保し、適切な支援を行うため、東京都や警察を始めとする、関係機関と連携して取り組んでいきます。

被害者に寄り添い、様々な相談を受ける中で課題を解決していくため、配偶者暴力相談支援センターを中心として関係機関で緊密に連携し、支援していきます。

具体的な施策	所管課名
広報や啓発活動の推進	広報課 総務企画課 子育て支援課 健康推進課
総合的な自立支援の促進	子育て支援課 就労支援課 生活福祉課 高齢者福祉課 障害者福祉課 介護保険課 国保年金課 健康推進課 住まい街づくり課 総務企画課
被害者情報の適切な管理	戸籍住民課 区民課 税務課 生活福祉課 高齢者福祉課 障害者福祉課 介護保険課 国保年金課 選挙管理委員会事務局
被害者の安全確保のための体制整備	子育て支援課 子ども家庭総合センター 総務企画課
子どものケア体制の整備	子育て支援課 保育課 児童青少年課 健康推進課 学務課 教育センター 総務企画課
関係機関の連携強化	子育て支援課 子ども家庭総合センター 健康推進課 総務企画課 関係各課

(2) 児童・高齢者・障がい者への虐待の防止

子どもの健やかな発育・発達を損ない、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす児童への虐待を防止するため、関係機関が緊密に連携し、兆候の早期発見と早期対応を図っていきます。

高齢者や障がい者に対する家族や親族等からの身体的・心理的虐待等について、被害者の心身の安全を確保するため、関係機関等が緊密に連携し、兆候の早期発見と早期対応を図っていきます。

具体的な施策	所管課名
子どもの人権教育の推進	教育センター
相談・訪問時における早期発見体制の確立	子ども家庭総合センター 子育て支援課 保育課 指導室 学務課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉課 介護保険課 健康推進課 教育センター
区民、職務関係者等との連携	関係各課
高齢者虐待防止事業における連携	生活福祉課 高齢者福祉課 障害者福祉課 介護保険課 健康推進課 子育て支援課 総務企画課
児童虐待防止対策における連携	区民施設課 高齢者福祉課 障害者福祉課 健康推進課 子育て支援課 児童青少年課 保育課 子ども家庭総合センター 教育センター 総務企画課
障がい者虐待防止事業における連携	障害者福祉課 総務企画課

(3)暴力被害等に関する相談体制の充実

配偶者等暴力、虐待、性被害等の被害者が、地域で適切な相談を受けられるよう、窓口の周知徹底や相談窓口相互の緊密な連携を行うとともに、的確な支援を行っていきます。

相談の実施に当たっては、相談環境の整備と併せて、個人情報適切な管理を行い、被害者の心身の安全と安心を確保します。

配偶者等暴力への正しい理解と被害者の二次被害防止のため、職員の資質の向上を図るとともに、被害者の多様なニーズに対応できるよう、相談支援・職員対応に関する研修を実施します。

配偶者等暴力の未然防止・早期発見から、相談・保護・自立まで、総合的かつ継続的に支援できるよう、関係機関同士の連携強化等、配偶者暴力相談支援センター機能の更なる充実を図ります。

具体的な施策	所管課名
情報提供の充実	総務企画課 広報課
相談体制の充実	子育て支援課 総務企画課 子ども家庭総合センター 区民課 福祉推進課 生活福祉課 高齢者福祉課 障害者福祉課 健康推進課 児童青少年課 教育センター 秘書課 広報課
研修の実施	総務企画課 職員課 高齢者福祉課 障害者福祉課 教育センター
区の体制整備・関係機関との連携強化	子育て支援課 子ども家庭総合センター 総務企画課 高齢者福祉課 障害者福祉課
配偶者暴力相談支援センター機能の充実	子育て支援課 総務企画課

(4)ハラスメントの防止

ハラスメントは、ストーカー行為や性暴力と同様に、人権を侵害する行為であり、対象となった個人の生活にも深刻な影響を及ぼしかねない行為です。

ハラスメントには、職場において優越的な関係を背景として行われる「パワー・ハラスメント」や性的な言動の「セクシュアル・ハラスメント」、働く女性が妊娠・出産を理由として職場で受ける精神的・身体的嫌がらせ等により不利益を被る「マタニティ・ハラスメント」、男性が育児参加する権利や機会を侵害する言動や嫌がらせを行う「パタニティ・ハラスメント」、顧客等からの著しい迷惑行為である「カスタマー・ハラスメント」、性自認・性的指向に関わる「SOGIハラスメント」等、様々な種類があります。

これらのハラスメントについて、区内事業者等に対して、法制度の周知を含め、防止に向けた意識啓発や情報提供を推進していきます。

具体的な施策	所管課名
ハラスメント防止に関する意識啓発と情報提供	総務企画課 産業振興課 経営支援課 介護保険課
研修・講座の実施	総務企画課

基本目標2 あらゆる分野において男女共同参画を推進する

施策の方向性と指標

1 区の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

区民生活と密着している行政サービスを担う区の政策・方針決定の過程において、区民の多様な視点による意見の反映を推進するとともに、区職員における女性活躍推進の意義やキャリア形成について意識啓発を図っていきます。

2 地域を活性化させる活動の促進

地域において、固定的な役割分担にとらわれることなく、日頃参加する機会の少ない中高年世代を含め、より多くの人々が地域活動に自主的・主体的に参加できるよう活躍の場を広げます。また、リーダーを育成するほか、地域の外国人との交流による多様な文化との共生を促進していきます。

3 危機管理対策における男女共同参画の推進

災害等の非常時において一層顕在化することが指摘されている性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向け、平時から取組を進めるとともに、災害時の多様なニーズを想定したきめ細やかな支援に取り組んでいきます。また、災害時・緊急時における相談・支援体制を整備し、防災・災害復興に関する教育を推進していきます。

4 生涯にわたる男女の健康づくり支援

全ての活動の礎となる健康づくりを生涯にわたり推進していくため、年代に応じた正しい知識・情報の提供を行うとともに、相談の充実を図っていきます。

特に、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を実施していきます。

また、誰もが希望するスポーツ活動を楽しめるよう、スポーツ機会の提供及び環境整備を進めていきます。

	指標	現状値	目標値
1	女性委員のいる審議会等の割合	84.4% (令和元年度)	100.0% (令和7年度)
	審議会等における女性委員数の割合	21.0% (令和元年度)	30.0% (令和7年度)
	地方自治法(第202条の3)に定める附属機関や地方自治法(第180条の5)に定める行政委員会等に女性委員が所属している割合及び女性委員の割合		
2	地域活動・行事の参加割合	38.3% (令和元年度)	50.0% (令和7年度)
	区政世論調査における地域活動・行事に関する調査項目。「いつも参加している・時々参加している」と回答する人の割合		
3	健康的な生活を送ることができていると感じている人の割合	44.1% (令和元年度)	50.0% (令和7年度)
	GAH調査における、健康の実感に関する調査項目。5段階評価で健康的な生活を実感している上位2段階(選択肢5・4)を選択する人の割合		
4	区職員の管理監督者における女性の割合	33.3% (令和元年度)	35.0% (令和7年度)

1 区の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 審議会等への女性参画の促進

区の政策・方針決定過程の一つである各種審議会・委員会等において、女性の参画を促進します。

女性委員の少ない審議会等においては、女性委員の積極的な参画を進める等、多様な視点による意見が反映されるよう推進していきます。

具体的な施策	所管課名
審議会等における女性の参画の推進、多様な視点・意見の反映	関係各課
女性委員の参画状況調査	総務企画課

(2) 区民意見の反映機会の充実

あらゆる機会を通じて区民の意見を聴取し、区政に反映させる機会・手段の充実を図り、積極的に区政に反映していきます。

具体的な施策	所管課名
パブリック・コメントの実施	総務企画課 関係各課
関係機関・関係団体からの意見聴取	関係各課
区民の声・Eモニター等、広聴活動による意見の反映	秘書課

(3) 区職員の意識形成及び管理監督者への女性の参画の推進

区の政策は、福祉、健康、子育て、教育、コミュニティ支援、産業振興、街づくり等、区民の生活と密着しており、こうした政策・方針決定過程において女性が参画する意義について、区職員の意識形成を図ります。

将来、指導的地位へ成長していく人材の確保に向けた女性職員の育成を引き続き推進していきます。

具体的な施策	所管課名
区職員の意識形成	職員課 関係各課
管理監督者に向けた女性職員の育成	職員課

2 地域を活性化させる活動の促進

(1) 地域活動における男女の活躍の場の拡大

地域における住民同士の関係性が希薄になる中で、地域ぐるみの子育てや環境保全活動等を通して、地域コミュニティ活動を促進していきます。

個人の性別や年齢、ライフステージにかかわらず、あらゆる方が地域活動に参加することができ、区政の様々な分野で、自らの知識や経験を活かし、地域の中でリーダーシップを発揮できる機会を提供します。

区民団体等における女性の活動範囲が拡大されるよう、女性リーダーの育成を図ります。

具体的な施策	所管課名
男女共同参画の視点によるリーダー育成、研修及び活動支援	総務企画課 区民施設課 生涯学習課 スポーツ振興課 児童青少年課 健康推進課
子育て中でも参加しやすい事業の実施	区民施設課 生涯学習課 ゆいの森課 健康推進課 児童青少年課 子育て支援課 子ども家庭総合センター 保育課
ファミリー・サポート・センターの機能の充実による区民相互の子育て支援活動の促進	子育て支援課
地域の中で子育てを行うきっかけづくりのための教室(地域子育て教室)の開催	総務企画課 生涯学習課
P T A 活動への支援	教育総務課
環境保全推進に積極的に関わる活動をしている区民の表彰	環境課
地域活動における人材育成と活動の場の提供(観光ボランティアガイド)	観光振興課

(2)地域・社会活動への支援及び活動団体の育成

区民が自主的に行う活動や地域の交流事業等を支援し、地域の活性化につながっていきます。

在宅育児中の保護者が、子どもと一緒に地域活動に参加できる仕組みづくりや活動支援の取組を進めていきます。

若年層がイベントに参加することで地域への愛着を強め、地域活動への関心を深めるきっかけとなる機会を提供します。

子どもの頃から地域の特性を生かしたボランティア活動や地域体験学習等を取り入れた学校教育を推進します。

具体的な施策	所管課名
あらかわ「親育ち」支援事業	生涯学習課
地域教育力向上支援事業「あらかわ子コミュニティ事業」	生涯学習課
若年層の地域活動への関心を深める機会の提供	生涯学習課
荒川コミュニティカレッジの運営	【再掲】生涯学習課
児童育成事業	児童青少年課
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	子ども家庭総合センター
小中学校における地域社会での体験事業	指導室

(3)地域・社会活動団体との連携の強化

地域で互いに支え合う相互援助活動等を促進し、区民の地域活動への参加を促していきます。

地域で活躍する各種団体と、区が連携して、活動できる機会を推進します。

具体的な施策	所管課名
地域で活躍する団体との連携強化	総務企画課 区民課 文化交流推進課 生涯学習課 高齢者福祉課 児童青少年課 関係各課
社会福祉協議会との連携強化	福祉推進課 高齢者福祉課 障害者福祉課 子育て支援課 子ども家庭総合センター

(4)中高年世代の地域参加・活動への支援

地域活動や社会活動等に参加する機会が少ない傾向にある中高年世代の男性に対し、参加を促進するための効果的な啓発や講座の開催等に取り組んでいきます。

町会・自治会の活動を継続・発展させていくために、人材の育成支援等を実施していきます。

中高年世代の地域参加は、地域で活動を行っている団体等の活動を活発化するために有意義な取組であることから、関係団体等と連携し、支援していきます。

具体的な施策	所管課名
地域活動への積極的な参加を促進するための情報提供	総務企画課 関係各課
中高年世代を含めた男性の地域活動への参加促進を目的とした講座の開催	総務企画課 区民施設課 生涯学習課 ゆいの森課 高齢者福祉課
町会加入促進事業の実施及び将来の町会役員の担い手育成	区民課 区民施設課
環境活動を推進するためのリーダーの育成	環境課
働き盛り世代からのころばん体操リーダーの育成	健康推進課
いきいきボランティアポイント制度事業	介護保険課

(5)多文化共生の推進

互いにその人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮することを可能にするためには、多様な文化との共生も重要な要素であり、互いの習慣や文化の理解を深める機会を促進していきます。

地域で暮らしていく上で必要となる日本語の習得に向けた指導・支援を行うとともに、やさしい日本語による表記や多言語による区政情報や生活情報の発信等を促進していきます。

具体的な施策	所管課名
国際交流の促進	文化交流推進課
国際理解のための情報収集・提供	文化交流推進課
日本語教育・日本語サロン	文化交流推進課
ハートフル日本語適応指導	学務課
ホームページ・広報媒体の多言語化	広報課 関係各課

3 危機管理対策における男女共同参画の推進

(1)多様な視点を入れた危機管理対策

荒川区地域防災計画について、実際の災害から得られた教訓や想定される課題等を踏まえて、性別に関わらない多様な視点で適宜見直し、修正を行っていきます。

具体的な施策	所管課名
荒川区地域防災計画における本計画で掲げた多様な視点の反映	防災課

(2)多様なニーズに応じた災害時・緊急時の支援

多様な視点を反映した避難所開設・運営マニュアル等を整備し、それに基づき、定期的に訓練を実施します。

災害時に区民一人ひとりが的確に判断し行動できるよう、地域の防災訓練への参加を促進します。

災害時には多様な視点で避難所運営が構築できるよう、性別等によるニーズの違いに配慮した環境整備や物資の備蓄等を行っていきます。

具体的な施策	所管課名
多様なニーズに応じた避難所等における環境整備や備蓄物資等の充実・強化	防災課
避難行動要支援者への情報伝達体制の充実	防災課
子育て世代の避難場所の提供	ゆいの森課
福祉避難所の整備	福祉推進課 障害者福祉課
高齢者の見守り活動の充実	高齢者福祉課
障がい者の支援	障害者福祉課
区職員・教職員の上級救命講習	防災課 学務課

(3)災害時・緊急時における相談・支援体制の整備

男女平等推進センターを中心として、災害時や緊急時での生活環境の変化による不安や悩み、女性への暴力に対する相談を受け付け、支援を実施します。

感染症のまん延等により、外出自粛等が人々の生活に及ぼす影響を考慮し、状況に応じた相談・支援体制の整備の充実に努めます。

具体的な施策	所管課名
災害時・緊急時の相談・支援	総務企画課 関係各課

(4)防災等に関する教育の推進

地域や消防団等の関係機関と連携することで、将来、防災活動のみならず、地域活動に貢献できる防災ジュニアリーダーを育成し、子どもの頃からの防災意識の向上を図ります。

具体的な施策	所管課名
防災部と連携した訓練等の充実	防災課
防災部・ジュニア防災部における活動の充実	学務課
区立小・中学校における防災教育	教育センター

4 生涯にわたる男女の健康づくり支援

(1)健康づくりに関する情報提供

区民の健康づくりに対する意識の向上を図るため、健康に関する情報の提供・意識啓発を図る取組を推進します。

具体的な施策	所管課名
健康に関する冊子の発行、講演会、健康教育等の情報提供	高齢者福祉課 健康推進課
HIV・性感染症に関する検査・相談、啓発、情報提供	保健予防課

(2)こころや身体についての相談の実施

ストレスを原因とする、こころや身体の不調を抱える人が増加している状況を踏まえ、メンタルヘルスの相談体制について充実に努めます。

具体的な施策	所管課名
こころと生き方・DVなんでも相談	総務企画課
認知症うつ専門相談（65歳以上のこころの健康相談）	高齢者福祉課
保健師・栄養士・歯科衛生士による相談	高齢者福祉課 障害者福祉課 健康推進課
こころの健康相談	健康推進課
酒害、薬物に関する相談	健康推進課
ママのこころの相談	健康推進課
緊急一時保育	保育課
学校における保健相談	教育センター

(3)生涯を通じた健康づくりの推進

自らの健康について、正しい情報や知識を習得し、自己管理を行えるよう、健康増進のための取組を推進し、年代に応じたところと身体健康づくりを支援します。

具体的な施策	所管課名
高齢者の健康づくり支援	高齢者福祉課
特定健康診査	国保年金課
生活習慣病予防（疾病予防、健康増進）	健康推進課
がん検診・特定健診等検診事業	保健予防課
男性の健康応援事業（男の筋肉塾、男のトイレ塾）	健康推進課

(4)スポーツを通じた健康・体力づくりの推進

区民が主体的にスポーツに取り組み、心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、誰もが気軽にスポーツ活動を楽しめる機会を提供する事業を実施します。

男女を問わず、スポーツの指導・支援を行うことのできる人材を育成します。

具体的な施策	所管課名
スポーツの場・機会の提供	区民施設課 スポーツ振興課
区民の誰もが楽しく参加できるスポーツ事業の実施(区民体育大会、荒川リバーサイドマラソン、ウォーキングイベント、あらすポフェスタ等)	スポーツ振興課
スポーツを指導・支援する人材の育成	スポーツ振興課

(5)妊娠・出産・子育てに関わる支援

男女ともに安心して妊娠・出産・子育て期を過ごせるよう、健診や講座の実施、指導等の支援を行います。

具体的な施策	所管課名
女性の健康づくり講座の実施	総務企画課 健康推進課
妊娠・出産に関する安全性確保の支援（ゆりかご面接、母子健康手帳交付、妊婦健診、妊産婦訪問指導）	健康推進課
周産期うつ対策	健康推進課
口腔保健の向上推進のための健康教育及び健診の実施	健康推進課
不妊・不育に関する支援	健康推進課
予防接種費用助成	健康推進課
医療費助成（育成医療費、妊娠高血圧症候群等医療費、ひとり親家庭医療費助成事業、子ども医療費助成事業）	健康推進課 保健予防課 子育て支援課

基本目標3 全ての人のワーク・ライフ・バランスを推進する

【荒川区女性の活躍推進計画】

施策の方向性と指標

1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

ワーク・ライフ・バランスを推進する意義について、広く区民や区内事業者に対し、周知し、理解を深めていきます。

2 家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進

家庭におけるワーク・ライフ・バランスの実現のために、仕事中心のライフスタイルの見直しを促進するとともに、子育てや介護等の支援の充実を図り、女性の社会への進出を応援する仕組みづくりを行っていきます。

3 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

多様で柔軟な働き方を推進するとともに、女性の活躍推進に向けた取組の支援を行います。

働きやすい職場環境の整備に向け、地域の事業者と協議を行い、支援してまいります。

4 切れ目のない就労支援

女性や若者、高齢者、障がい者等、誰もが意欲と能力を發揮し、社会の中で生き生きと活躍できるよう、就労に関する情報提供や相談窓口の充実、創業・開業を支援するための取組を推進してまいります。

5 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進

区民が活動しやすい地域・社会活動を推進するため、男女それぞれが主体的な自己決定ができるよう、情報提供や体制の整備を進めます。

	指標	現状値	目標値
1	ワーク・ライフ・バランスが取れていると感じている人の割合 GAH調査におけるワーク・ライフ・バランスに関する調査項目。5段階評価で仕事と生活とのバランスが取れていると感じている上位2段階（選択肢5・4）を選択する人の割合	28.7% （令和元年度）	30.0% （令和7年度）
2	自分が望む子育てができている環境にあると感じている人の割合 GAH調査における自分が望む子育て環境の実感に関する調査項目。5段階評価で自分が望む子育てができる環境があると感じている上位2段階（選択肢5・4）を選択する人の割合	45.7% （令和元年度）	50.0% （令和7年度）
3	保育所待機児童数	28人 （令和2年度）	0人 （令和7年度）
4	健康的な生活を送ることができていると感じている人の割合 【再掲】	44.1% （令和元年度）	50.0% （令和7年度）
5	地域活動・行事の参加割合 【再掲】	38.3% （令和元年度）	50.0% （令和7年度）

1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のための仕組みづくり

ワーク・ライフ・バランスについては、性別や年代によって、その捉え方や考え方が大きく異なることを踏まえ、より効果的な啓発を進めていきます。

区民や区内事業者に対して、講座や講演会の実施、パンフレット等を活用した情報提供を通じて、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する積極的な働き掛けを行っていきます。

具体的な施策	所管課名
区民・区内事業者への情報提供と意識啓発	総務企画課 産業振興課 経営支援課
区民意識調査	総務企画課
理解を深めるための講座・講演会の開催	総務企画課

2 家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 家庭生活における男女平等意識の推進

男性の家事・育児・介護等への積極的な参加に向けて、働き方に対する意識改革を図るとともに、取組のきっかけづくりとなる講座等を開催します。

具体的な施策	所管課名
男性の家事・育児・介護等への積極的な参加に向けた情報提供と意識啓発	総務企画課
区内事業者への情報提供・意識啓発	総務企画課 産業振興課 経営支援課
男性向けの料理・家事講座の実施	総務企画課 生涯学習課
男性の育児への参画に向けた講座の実施（両親学級）	健康推進課
小学生や乳幼児の保護者対象のクッキング事業の実施	児童青少年課
あらかわ家族の日事業	子育て支援課

(2) 多様な子育て支援

子育てと仕事を両立するための保育サービスの充実を図るとともに、在宅で育児をしている保護者に対する支援を行います。

子育てを地域全体で支援する体制を充実するとともに、子育て中の保護者が地域で交流する場の提供や一時的な保育の実施により、保護者の負担軽減や育児不安解消のための取組を推進します。

実親による養育が困難な子どもが家庭養育を受けられる里親制度や、児童養護施設等に入所する子どもの福祉向上を推進する社会的養護施設の整備・拡充等、子どもたちが安心して生活できる環境を整備します。

具体的な施策	所管課名
家庭教育学級（乳幼児コース・小中学生コース）	生涯学習課
妊婦対象の母親学級	健康推進課
両親学級	健康推進課

男性の育児に関する情報提供	健康推進課
相談体制の充実	子育て支援課 子ども家庭総合センター 保育園・保育園 健康推進課 教育センター
児童手当等の各種手当の支給	子育て支援課 障害者福祉課
医療費助成	子育て支援課 健康推進課 保健予防課 障害者福祉課
子育て環境の整備	子育て支援課
地域における子育て支援(ファミリー・サポート・センター事業、地域子育て見守り事業、託児サポーター事業)	子育て支援課
子育て支援の情報提供(あらかわきッズニュース、あらかわ子育て応援ブック、あらかわ子育ておでかけMAP)	子育て支援課
ツインズサポート事業	子育て支援課
子育て世代包括支援センター事業	子育て支援課
学童クラブ事業	児童青少年課
放課後子ども総合プラン事業	児童青少年課
乳幼児タイム	児童青少年課
親の子育て力支援事業	児童青少年課
保育施策の充実(保育園事業の充実、家庭福祉員(保育ママ)制度の実施等)	保育課
緊急一時保育	【再掲】 保育課
子育て交流サロンの拡充	子育て支援課
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	【再掲】 子ども家庭総合センター
里親制度運営事業	子ども家庭総合センター
社会的養護体制の整備・拡充	子育て支援課 子ども家庭総合センター

(3)ひとり親家庭への支援

家庭生活における諸問題についての相談、就労や経済的な支援を始め、ひとり親家庭の自立を支援し、子育てと仕事を両立できるよう支援を行います。

支援が必要な子どもに居場所を提供し、食事の提供や学習支援等を行う民間団体の活動を支援していきます。

具体的な施策	所管課名
相談事業の実施(女性相談・就労相談・家庭相談・母子相談)	子育て支援課
自立支援(ひとり親自立支援教育訓練給付金事業、ひとり親高等職業訓練促進給付金事業、ひとり親学び直し支援事業、ひとり親自立支援プログラム策定事業)	子育て支援課
経済的な自立支援(母子及び父子福祉資金貸付事業)	子育て支援課
医療費助成(ひとり親家庭医療費助成事業)	【再掲】 子育て支援課
ひとり親家庭休養ホーム事業の実施	子育て支援課
ひとり親家庭サポート事業の実施	子育て支援課
入院助産措置の実施	子育て支援課
子どもの居場所づくり事業の実施	子育て支援課
母子生活支援施設への入所	子育て支援課
食品ロス・フードドライブ・xChange(子ども服の交換会)の実施	清掃リサイクル推進課

(4) 高齢者・障がい者と介護者への支援の充実

高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう支援するとともに、その家族に対しても介護負担の軽減を図り、仕事と家庭生活を両立できるよう支援を行います。

具体的な施策	所管課名
高齢者施設の整備	福祉推進課 介護保険課
認知症高齢者対策の充実(認知症予防講演会、認知症サポーター養成講座等)	高齢者福祉課
理学療法士等訪問指導の実施	高齢者福祉課
高齢者への見守り活動の充実	【再掲】 高齢者福祉課
高齢者総合相談の実施	高齢者福祉課
介護予防・日常生活支援総合事業の実施	高齢者福祉課
介護者への支援の実施	高齢者福祉課 障害者福祉課
地域包括支援センター事業の充実	高齢者福祉課
介護者団体への支援	高齢者福祉課 障害者福祉課
要介護、要支援高齢者等への介護サービスの質の充実	高齢者福祉課 介護保険課
心身障害者(児)への支援(ホームヘルプサービス事業、障がい児タイムケア事業の実施、留守番看護師派遣事業の実施等)	障害者福祉課
親なき後支援事業の実施	障害者福祉課
障害者歯科対策事業の実施	健康推進課

3 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進**(1) 多様で柔軟な働き方の推進**

小規模事業者が多い地域特性を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けて積極的な働き掛けを行います。

区が事業者の立場から、区内事業者の先導的な役割を果たすため、新しい生活様式を踏まえたワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

具体的な施策	所管課名
企業・労働者への多様な働き方の提案	総務企画課 産業振興課 経営支援課
東京都の取組や労働関係法等の周知	総務企画課
テレワーク等、新しい生活様式を踏まえた働き方の検討	職員課 教育総務課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によってもたらされた新しい働き方・生活様式

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大や長期化によって、人々の生活は一変しました。

これまで当たり前に行っていた外出や人とのコミュニケーション等の日々の営みが制約され、代わって新しい生活様式が広まりました。働く環境の面においても、テレワークやオンライン会議等、在宅での勤務が身近なものになりつつあり、自身の生活スタイルに合わせた働き方を選択できるようになりました。一方で、これらを運用していく中で、子育てや介護等、家庭での役割の変化でその両立が難しくなったり、仕事とプライベートとの境目が曖昧になる、職場によってテレワーク等の仕組みを利用できる人とそうでない人が出てくる等の新たな課題も見えてきています。

これまでにない新しい働き方や生活様式は、今後、ワーク・ライフ・バランスの実現にも大きな影響も与える可能性があります。

(2)女性の活躍推進に向けた取組の支援

区内事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスを推進する意義やメリットを広く周知するとともに、ワーク・ライフ・バランス推進に関する都の支援制度等を紹介し、促進を図ります。

医師等から母体又は胎児の健康保持等について受けた指導を職場に的確に伝達するための制度の周知や、労働相談窓口の周知等、働く妊婦への情報提供を実施します。

具体的な施策	所管課名
職場環境の見直しについての普及啓発	総務企画課
育児・介護休業支援制度の取得促進に向けた区内事業者への働き掛け	総務企画課
企業におけるワーク・ライフ・バランス推進のための両立支援事業の実施	総務企画課 経営支援課
働く妊婦への情報提供(母性健康管理指導事項連絡カード等)	健康推進課

(3)働きやすい職場環境の整備支援

区内事業者の勤労者等のために福利厚生事業や各種研究会・講習会の事業等を実施します。

区内における働く場を確保するため、区内事業者の事業継承を支援していきます。

事業継承をきっかけとした生産性向上のための設備投資や、専用の更衣室やトイレ等女性が働きやすい職場環境の整備に関する経費の一部を補助する等、区内事業者への支援を行います。

具体的な施策	所管課名
一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター事業の充実	産業振興課
次世代へのパトタッチ（事業継承・終了）支援事業の推進	経営支援課
モノづくり企業地域共生推進事業の実施	経営支援課

(4)事業主団体等との連携強化

各地域における女性の活躍を地域ぐるみで応援するための協議の場として、荒川区男女共同参画社会推進区民会議に区内事業者の参画を求め、連携を強化し、効果的な取組を推進していきます。

具体的な施策	所管課名
荒川区男女共同参画社会推進区民会議	総務企画課

4 切れ目のない就労支援

(1)就労に関する情報提供及び支援

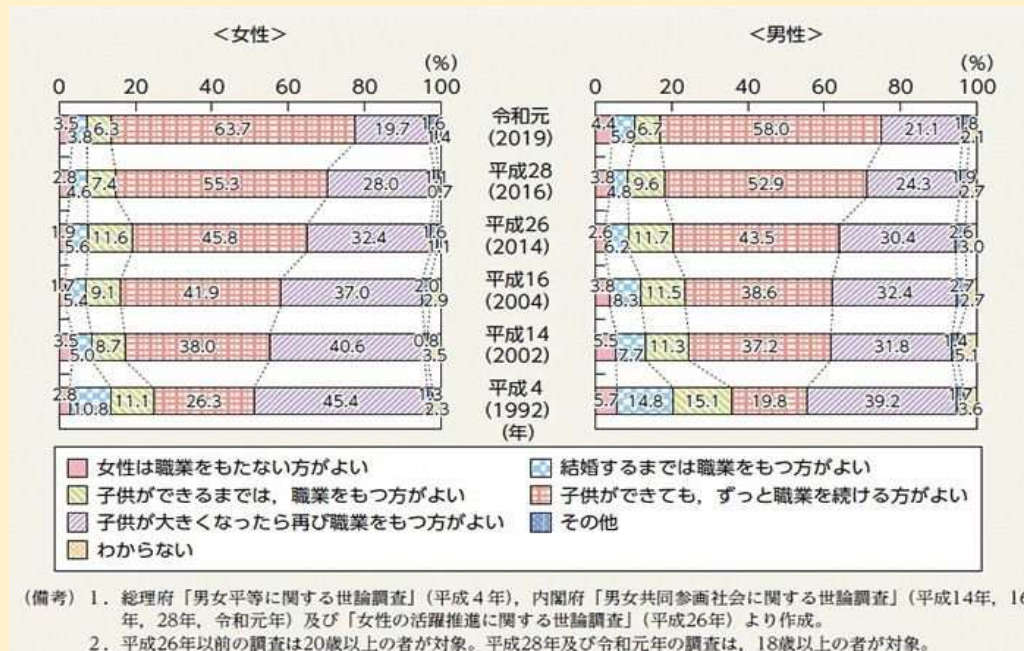
子育て中の方の就職を支援するマザーズハローワーク日暮里と連携しながら、労働や雇用等就労に関わる各種法制度や子育て中の方向けの求人情報等の就職に関する情報提供を行っていきます。

出産や育児、介護等の理由で退職し、再就職を目指す女性等に対してスキルアップやキャリアアップにつながる講座を実施します。

就労意欲の高い高齢者や障がい者、厳しい雇用環境に置かれている若年層の就労支援につながる取組を行います。

具体的な施策	所管課名
事業所及び女性の意識向上のための情報提供	総務企画課 就労支援課
女性の再就職支援のための講座及び女性就労サポート事業の実施	総務企画課 就労支援課
J O Bコーナー町屋の設置・運営	就労支援課
若者の就労支援のための講座及び若者就労サポート事業の実施	就労支援課
高齢者等の就労支援のための講座の実施	就労支援課
仕事・生活サポートデスクの設置・運営	生活福祉課
被保護者就労準備支援事業の実施	生活福祉課
障がい者雇用支援事業の実施	障害者福祉課
自立支援（ひとり親自立支援教育訓練給付金事業、ひとり親高等職業訓練促進給付金事業、ひとり親学び直し支援事業、ひとり親自立支援プログラム策定事業） 【再掲】	子育て支援課
学童クラブ事業の実施 【再掲】	児童青少年課
保育施策の充実（保育園事業の充実、家庭福祉員（保育ママ）制度の実施等） 【再掲】	保育課

女性が職業を持つことに対する意識の変化



【引用】内閣府「男女共同参画白書 令和2年版」

(2)就労に関する相談体制の充実

就職や企業経営等に関する情報提供・相談体制の充実を図ります。

子育て中の方の再就職や、仕事と子育てを両立する働き方等、一人ひとりの状況に合わせた支援をきめ細かく実施します。

シニアのおしごと相談デスクにおいて、再就職に対する不安解消やアドバイス、キャリアカウンセリング等を実施します。

就労を希望する方に対し、マザーズハローワーク日暮里、日暮里わかものハローワーク等と連携した就労・就職支援を行います。

具体的な施策	所管課名
JOBコーナー町屋の設置・運営 【再掲】	就労支援課
女性のおしごと相談デスクの設置・運営	就労支援課
わかもの就労サポートデスクの設置・運営	就労支援課
シニアのおしごと相談デスクの設置・運営	就労支援課
就労中の女性からの相談	就労支援課
企業経営等に関わる相談事業の実施(相談事業、講義・セミナーの開催)	経営支援課
仕事・生活サポートデスクの設置・運営 【再掲】	生活福祉課
女性の自立や生活に関する相談の実施(アクト2 1こころと生き方・DVなんでも相談【再掲】、女性相談【再掲】)	総務企画課 子育て支援課

(3)起業・開業の支援

区内で創業しようとする起業家を対象に、起業のための講座を開催し、創業のノウハウや情報を提供します。

創業予定者・創業間もない企業に対して、継続的に相談・アドバイスを

行い、企業の育成と経営基盤の強化を図ります。

区内事業者の経営力向上のため、事業継続に必要な設備投資に関する補助や、官学連携でBCP（事業継続計画）の策定支援等を行います。

日暮里地域の魅力向上、創業の促進による地域産業の活性化を目的とした「ふらっとにっぽり」において、ファッション関連産業向け創業支援施設として、シェアオフィスや工房スペースを運営し、ファッション業界で創業を目指す方に向けて環境を整備します。

具体的な施策	所管課名
区内商業・サービス事業者の経営支援のためのフォローアップ事業の実施	産業振興課
ふらっとにっぽりの機能の充実	産業振興課
起業家支援のための講座の実施（創業支援事業・相談事業・講義・セミナーの開催等）	経営支援課
産業の創生と活性化のための体制の構築	経営支援課
区内企業の経営支援のためのフォローアップ事業の実施	経営支援課
BCP（事業継続計画）策定支援	経営支援課

日暮里地域活性化施設「ふらっとにっぽり」

地域コミュニティの醸成や日暮里繊維街を始めとした日暮里地域の魅力向上等を目的に、地域の核となる施設として、令和3年1月に開設しました。

地上5階建てで、会議やワークショップ等で利用できる多目的スペースやファッション系クリエイター向けの貸オフィス、工房スペース等の創業支援施設を整備しています。



5 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 地域・社会活動への参画に向けた意識づくり

地域・社会活動に、幅広い年齢層・職層の男女が参画できるよう、情報提供・啓発を行っていきます。

地域・社会活動への参加のきっかけづくりや活動を充実するため、必要な知識等について学習する機会を提供します。

区民の身近な生活に関わる地域づくりや区政への関心を高め、一人ひとりが知識等を活かしながら、地域・社会活動に参画する機運を高める取組を推進します。

具体的な施策	所管課名
地域活動・ボランティア活動やNPO等の活動情報提供	文化交流推進課 生涯学習課 高齢者福祉課 総務企画課
生涯学習活動に関する情報提供	生涯学習課
荒川コミュニティカレッジの運営	生涯学習課
区民の手によるまちづくりの支援	都市計画課
区政等政治に対する意識・主権者意識の高揚	選挙管理委員会事務局

(2) 地域・社会活動を行うための活動の仕組みづくり

地域・社会活動への区民の参画の推進に向けて、区民の主体性と当事者意識を高めるための取組を進めていきます。

時代の変化に合わせて区民参画が更に活発になるよう、活動時間帯や多世代が参加しやすい活動の在り方等について、あらゆる地域・社会活動団体へ既存の仕組みの見直しや改善等の働き掛けを行います。

具体的な施策	所管課名
区民が参画しやすい活動の場の運営を可能にする仕組みづくり	関係各課

基本目標4 計画推進のための体制を整備する

施策の方向性

1 男女平等推進センター（アクト21）の機能の充実

社会情勢の変化により、取り組むべき課題が多様化・複雑化する中で、区が担う役割も変容していくことが想定されます。こうした状況の変化に対応しつつ、男女共同参画社会の実現に向けて、本計画に掲げた事項を着実に実践していくために、連携体制を更に強化していきます。

2 区民参画による推進体制の整備

本計画に掲げた事項の着実な推進を図るため、区民意見を踏まえた計画の進捗管理を行うとともに、関係部署との連携を強化し、定期的な計画の評価・見直しを行います。

3 男女共同参画社会形成への区職員の意識づくり

男女共同参画社会の実現のため、区は事業主として、男女共同参画の推進に努め、区政を担う職員の一人ひとりが、人権の尊重と男女平等についての理解と認識を深めるよう、庁内全体において取組を推進していきます。

1 男女平等推進センター（アクト21）の機能の充実

(1)情報の発信と学習機会の提供

男女共同参画社会推進計画を効果的に進めていくために、本計画について幅広い周知を図っていきます。

男女共同参画についての区民意識を高めるため、積極的な啓発活動と学習機会の提供を推進します。

具体的な施策	所管課名
男女平等に関する情報の収集と提供	【再掲】総務企画課
情報誌の発行、ホームページ等による啓発	総務企画課
魅力ある講座・講演会の実施	総務企画課

(2)相談事業の充実

相談事業の周知を図り、誰もが気軽に相談を受けられるようにするとともに、多様化・複雑化する相談内容に対応できるよう相談機能の充実を図ります。

カウンセラーによる生きづらさを抱えている方への心のケアや、性自認・性的指向等について当事者や家族、周りの方からの悩み等安心して相談できる体制を充実します。

また、来所、電話相談に加えて、オンラインによる相談体制の充実を図ります。

具体的な施策	所管課名
アクト21・こころ生き方DVなんでも相談、性自認・性的指向に関する専門相談の実施・充実 【再掲】	総務企画課

(3) 区民参画による自主的な事業の推進

男女平等推進センターを拠点として活動している団体との連携を強化し、団体の育成を目指した取組を推進します。

区民が参画して意識啓発を行うための仕組みづくりについて検討を行い、男女共同参画に関する学習への区民参加の促進を図ります。

具体的な施策	所管課名
アクト21区民アドバイザー会議の充実	総務企画課
男女平等推進団体の育成・交流	総務企画課
区民参画による男女共同参画の意識づくり	総務企画課

(4) 人権推進の視点を踏まえた全庁的な連携の強化

多様な生き方を認め合う男女共同参画社会を推進するために、人権の推進を踏まえた全庁的な連携を更に強化します。

これらの施策を総合的に進めていくため、全庁的により一層充実した事業連携を図り、人権尊重の意識づくりについてより多くの機会を捉えて取組を進めていきます。

具体的な施策	所管課名
人権推進事業との連携	総務企画課
施設・関係団体の連携の強化	総務企画課

2 区民参画による推進体制の整備

(1) 区民参画による推進体制の整備

家庭や地域、働く場等において、男女共同参画を着実に推進していくため、区民、区内事業者、学識経験者で構成される区民会議を開催し、毎年度、本計画の進捗状況の点検と必要な提言を行い、その内容を随時公表します。

具体的な施策	所管課名
荒川区男女共同参画社会推進区民会議による点検の実施	総務企画課

3 男女共同参画社会形成への区職員の意識づくり

(1) 区の組織全体における男女共同参画の取組の推進

男女共同参画の視点に立って各施策を推進していくためには、職員一人ひとりが男女共同参画に対する意識を持つことが重要であることから、区職員の意識啓発を図るための取組を実施します。

具体的な施策	所管課名
区職員の意識啓発・研修の実施 【再掲】	職員課 総務企画課 関係各課
職場における旧姓使用の実施	職員課
男性職員の育児休業取得の促進、育児参加の支援	職員課
管理監督者に向けた女性職員の育成 【再掲】	職員課

(2) 区職員に向けたハラスメント防止のための取組の推進

個人としての尊厳を不当に傷つけ、その能力を十分に発揮することを妨げることにもつながらる職場におけるハラスメントの防止に努め、良好な職場環境を整備していきます。

ハラスメントが社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するとともに、未然防止に向けて意識啓発や情報提供等を行っていきます。

具体的な施策	所管課名
ハラスメント防止基本方針の策定と推進	職員課
ハラスメント防止の研修、意識啓発	職員課
苦情相談窓口の円滑な運用と情報提供	職員課

